

平成29年度 社会福祉法人玉村町社会福祉協議会 事業計画

1. 基本方針

(1)安心して相談できる体制を強化

町民の中には、様々な問題を抱えながら生活している方がいる。様々な課題解決の入口は「相談業務」であり、誰でも安心して相談できる体制づくりを強化する。

(2)地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域の福祉ニーズに対して、多様な福祉サービスや福祉活動と保健、医療、教育、交通、住宅、就労などのあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制を整備する。

(3)地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへの挑戦

制度の谷間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する方々への対応に重きを置き、常に事業展開を通じて、地域の福祉課題をとらえ直し、地域住民のあらゆる団体や組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動の開発に挑戦する。

2. 重点事項

(1)地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する

(2)障害者福祉センターたんぼぼの建設

(3)介護保険事業の経営改善

(4)指定管理業務の充実・強化

(5)障害福祉サービス事業の経営改善

(6)在宅福祉サービスの充実・強化

(7)財政の健全化と経営の透明性の確保

3. 実践事業

(1) 地域福祉

- ①**社協広報及びホームページ・町広報紙等の媒体を活用し、地域福祉に関する情報を発信し福祉意識の高揚をはかる。**
- ②**共同募金・歳末助け合い募金運動**に協力し、福祉募金啓発に努める。
- ③地域住民を中心とした「**人と人とのふれあい**」の構築をはかる。
- ④児童・生徒を対象に、**福祉に関する教育の場**を提供する。
- ⑤災害発生時において被災者並びに要援護者等の避難・安否等の確認、生活支援を的確に行うため、関係機関や行政と協力・協働し、**災害救援活動**を実施する。また、災害時を想定し、地域・行政・消防機関との連携や訓練等を行い、災害に強い町づくりへの取組を強化する。
- ⑥失業、健康、障害、家族介護、育児等による問題を抱え、さらに家族や地域の支えが少なく、経済的に困窮されている世帯等に、総合相談・生活支援に取り組む**生活困窮者自立相談支援事業**を実施する。また、企業や町民の方から社会貢献の一環として寄付していただいた食品を困窮されている方々に配給する。

(2) 高齢者福祉

- ①**老人福祉センター**において、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等、**総合的に生きがいのもてる場及び憩いの場**としての運営と啓発に努力する。
- ②**地域包括支援センターと連携強化**をはかり、在宅福祉サービスの充実した事業展開をすすめ、地域包括ケアシステムを構築するため、**生活支援体制整備事業**を実施する。
- ③支援を必要とする一人暮らし高齢者等に、栄養のバランスがとれた食事を毎週定期的に提供し、健康維持・疾病予防、安否の確認、地域住民との交流、孤独感の解消等をはかるため、

給食サービス事業を実施する。

- ④在宅の要支援者に、入通院や買い物等日常生活の利便をはかるとともに、社会参加できる機会を提供できるよう、**在宅福祉移送サービス事業**を実施する。
- ⑤軽作業を通して、高齢者の健康維持、生きがいつくり、仲間づくりを促進するために**シルバー人材センター事業**を実施する。
- ⑥**長寿会**活動の促進と充実した事業推進をはかる。
- ⑦在宅の要支援者等の所在不明時における、安否の確認及び安全確保のために**高齢者等探索活動事業**を実施する。

(3) 障害者福祉

- ①在宅の重度心身障害者等に、入浴の援助を行い、身体の清潔保持、心身機能の維持等をはかるため、**障害者移動入浴事業**を実施する。
- ②**チャリティーゴルフ大会**を開催し、在宅及び施設内の障害者等にその収益による援助協力を行う。
- ③障害者関連団体活動に協力し、連携をはかるとともに活動助成を行う。
- ④在宅の要支援者に、入通院や買い物等日常生活の利便をはかるとともに、社会参加できる機会を提供できるよう、**在宅福祉移送サービス事業**を実施する。
- ⑤**障害者虐待防止センター**を拠点とし、障害者の虐待にかかわる通報や届け出、相談・指導及び助言、虐待の防止や早期発見、適切な対応等様々な支援活動を行う。

(4) 戦没者遺家族福祉

遺族会活動に協力し、連携をはかるとともに活動助成を行う。

(5) ボランティア活動

- ①**ボランティアセンター**を拠点とし、活動に関する情報誌の発行、相談、登録、斡旋、入門講座の開催等、事業の充実をはかり、住民参加型の在宅福祉サービスを促進するとともに、各種行事等に積極的に参加するよう推進する。
- ②**ボランティア連絡協議会**の活動の促進と充実した事業推進をはかり、明るい地域づくりに努める。
- ③災害が発生した場合、災害規模及び被災状況に応じ、被災者並びに要援護者等の避難・安否等の確認、被災地の復興、行政との協力・協働、平常時と同様な各種福祉サービスを提供できるよう、ボランティアや地域住民の支援を得ながら**災害ボランティアセンター**を設置する。
- ④在宅の要支援者（高齢者・障害者）等に、ボランティア活動による援助協力を行う。

(6) 相談事業

心配ごと相談事業を充実させ、社会福祉の向上をはかり、町民の幸せな家庭生活の確立を目指す。

(7) 貸付事業

- ①**高額療養費貸付事業**により、医療保険の高額療養費（自己負担分を超えた費用）を一時的に貸し出し利用していただく。
- ②**つなぎ資金貸付事業**により、臨時支出の捻出が困難な低所得世帯につなぎの資金として貸し出し利用していただく。
- ③**生活福祉資金貸付事業**の利用を推進する。

(8) 車椅子貸出事業

車椅子を在宅の要支援者及び障害者等に無料で貸し出し、日常生活の援助をはかり、その介護を行う家族等の負担を軽減する。

(9) 福祉号貸出事業

車椅子を必要とする要支援者及び障害者等の日常生活の利便性をはかるため、スロープ付またはリフト付自動車を無償で貸し出す。

(10) 介護保険事業

- ①要介護状態または要支援状態にある高齢者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、**居宅介護支援事業・介護予防支援事業**を実施する。
- ②要介護状態または要支援状態にある高齢者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導、日常動作訓練、介護サービス、健康チェック、送迎、入浴サービス、食事サービス、相談援助等の福祉サービスを提供するため、**通所介護・介護予防通所介護事業**を実施する。
- ③要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、**介護予防・日常生活支援総合事業**を実施する。

※訪問介護事業・介護予防訪問介護事業については、当面休止とする。

(11) 障害福祉サービス事業

- ①就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う**就労移行支援事業**を実施する。
- ②通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う**就労継続支援事業**を実施する。
- ③常に介護が必要な人に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するため、**生活介護事業**を実施する。
- ④居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の家事援助、生活等に関する相談及び助言を適切に行うため**居宅介護事業**を実施する。
- ⑤障害者や障害児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、また障害者等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行うため、**相談支援事業**を実施する。
- ⑥創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を支援する場として**地域活動支援センター**を運営する。
- ⑦心身に障害のある方を一時的に預かり、日中活動・日常訓練の場を提供するとともに、家族の就労支援や一時的な休息が取得できるよう**日中一時支援事業**を実施する。

(12) その他必要な事業